

更 新

i. 1号書類

日本エコレザー基準認定申請書

(一社) 日本皮革産業連合会

会長 殿

年 月 日

申請会社名: _____

業種: 革製造業、革販売業、革製品製造業、革製品販売業 (該当に✓)

氏 名: _____ 印

会社住所: _____

電 話: _____

革製造会社名: _____

会社住所: _____

電 話: _____

日本エコレザー基準(JES)の認定を更新したいので必要書類を添えて申請します。

下記の 1) ~5) までの該当項目の□に✓または____を記述する。

- (1) 適用範囲: エキストラ用 (36ヶ月未満の乳幼児用)
皮膚接触用成人向け
非皮膚接触用成人向け

- (2) 製造国: 日本*1、海外 (国名: _____)

*1 日本製とは最終仕上げを日本で行った革のことです。

- (3) 革名称:

第一類 (原料特徴): 例、牛なら成牛、子牛、肉牛、コブ牛など

牛 (_____)

馬 (_____)

豚 (_____)

羊 (_____)

山羊 (_____)

第二類 (床原料特徴): 牛床、豚床など

(_____)

第三類 (動物種類): 野生動物または養殖動物の革

(_____)

更 新

(4) 登録製法：

4-1) 主な鞣し；

- クロム（フルクロム）
- クロム・植物タンニンおよびまたは合成タンニン
- 植物タンニンおよびまたは合成タンニン
- 植物タンニン・クロムおよびまたは合成タンニン
- その他(_____)

4-2) 色相および色濃度；

色相： 黒色、 茶色、 黄色、 赤色、 他色(_____)

色濃度： 濃色、 淡色

4-3) 仕上げ； ピグメント仕上げ ナチュラル仕上げ

(5) 商品名 (_____)

(6) 更新する革の認定番号

(_____) (_____) (_____)
(_____) (_____) (_____)

※認定番号が連続する場合は「～」で省略可⇒例 (990001～990022)

更 新

ii. 2号書類

2号書類として、革構造証明書、原料供給証明書、化学物質検査証明書を添付し、さらに禁止アゾ染料の不使用および革製造における排水、廃棄物の適正処理に関する書類、使用薬品等については製造者の宣言書を提出してください。記述に虚偽が認められる場合は全て取り消されますのでご注意ください。なお、各証明書は原則発行日より6ヶ月以内のものを有効とします。

(1) 革構造の証明書添付（証明番号1-1）

革および床革の判定は、触感や目視で判定できない場合はISO 17186に準拠して顕微鏡による革断面繊維構造の観察や仕上げ・塗装膜厚の測定によって証明すること。

(2) 原料供給証明書、商取引証明書などの添付（証明番号1-2～3）

- a. 第一類の使用原料が、肉（食料）の副産物であることを証明すること。
- b. 第二類の使用原料が製革工程で排出された肉面側の残革であることを証明すること。
- c. 第三類の使用原料が条約、法規等に適合していることが必要な場合はそれらを証明すること。

第一類および第二類では原料供給証明書、第三類では必要に応じ商取引証明書・原産地証明書・輸出許可書等の写しを添付すること。パッカー名、原皮取引業者名、タンナー名など業者名、団体、国、自治体、条約などが発行した証明書および住所が明記されたものを添付してください。

(3) 化学物質検査証明書の添付（証明番号1-4～15）

本申込革に対する第三者検査機関による試験結果を添付すること。これをもって化学物質検査証明書とします。試験結果は、1.臭気、2.ホルムアルデヒド、3.鉛、4.カドミウム、5.水銀、6.ニッケル、7.コバルト、8.六価クロム、9.全クロム、10.PCP、11.発がん性芳香族アミン、12.染色摩擦堅ろう度-乾燥試験、13.染色摩擦堅ろう度-湿潤試験の順になるように記載してください。なお、第三者検査機関を複数利用した場合（4機関まで分割可能）は、試験結果を番号順に添付してください。

※注意 特定芳香族アミンについては、これまでの分析に加え2,4キシリジン及び2,6キシリジンを追加してください。

(4) 証明書（1-1～16）の添付

下記のように証明番号を各証明書の右上表紙に記入し、番号順に添付してください。

証明番号 1-1

(1) 革構造の証明書（顕微鏡写真）

（触感や目視で革および床革の判定ができない場合は ISO 17186 に準拠して革断面繊維構造が判定できる顕微鏡写真を添付し、倍率および仕上げ・塗装膜厚を記載してください。）

(2) 原料供給証明書

(第三類では、必要に応じ、野生動物または養殖動物であることを示す商取引証明書、原産地証明書、輸出許可書等の写しを提出してください。)

(3) 化学物質検査証明書

(-4 臭気、-5 ホルムアルデヒド、-6 鉛、-7 カドミウム、-8 水銀、-9 ニッケル、
-10 コバルト、-11 六価クロム、-12 総クロム、-13PCP、-14 発がん性芳香族アミン、
-15 染色摩擦堅ろう度の乾燥・湿潤試験)

更新

(5) 発がん性染料の不使用宣言（証明番号1-16）、排水および廃棄物処理の宣言と証明書類の提出、革製造における全使用薬品の届出および品質管理宣言

下表に示した発がん性染料を使用していないことを確認し、不使用を宣言すること。不使用の確認ができない場合は、使用した染料のC.I. Numberまたはカラーインデックス名称またはCAS Numberを記載することによって宣言の代わりとすることができます。

発がん性染料(5種)の表

	CAS Number	C.I.Number	カラーインデックス名称	IARC
1	569-61-9	CI 42500	C.I. BASIC RED 9	グループ2B
2	3761-53-3	CI 16150	C.I. ACID RED 26	グループ2B
3	6459-94-5	CI 23635	C.I. ACID RED 114	グループ2B
4	2602-46-2	CI 22610	C.I. DIRECT BLUE 6	グループ2A
5	1937-37-7	CI 30235	C.I. DIRECT BLACK 38	グループ2A

皮革製造に係わる排水処理、廃棄物処理を適切に行っていることを宣言し、それらの証明書類、例えば、排水では管理当局の発行する処理施設又は料金等の書類、廃棄物ではマニフェスト等の写しを提出してください。さらに、革製造における全使用薬品の届出および申請した革の本基準に係わる品質を保証するために表1の2、3、4、5項を宣言してください。使用薬品は表2に記入してください。革製造の原料がウエットブルーあるいはクラスト革等の加工された革の場合でも、それまでに使用した薬品名等を提出してください。

更 新

(2号書類、表1)

日本エコレザー基準認定申請宣言書(更新)

(一社) 日本皮革産業連合会
会長 殿

1. この革には「日本エコレザー基準書」に定められた発がん性染料5種を使用していないことを宣言します。(証明番号 1-16)
発がん性染料の不使用を確認できない場合は、使用した染料の C.I. Number またはカラーインデックス名称または CAS. Number を添付します
2. この革の製造に係わる排水および廃棄物を管理当局の基準に合致するよう処理していることを誓い、このことを証明できる書類を添付します。
3. 更新をする革については、当初の認定時の登録製法を一切変更していないことを宣言します。また、更新が認められた場合は、有効期間内において本基準に係わる品質保証を維持するために事前に届け出なく登録製法を変更しないことを誓います。
4. 認定された革の品質保証には責任を持ちます。但し、これ以降の加工などがなされた場合はこの限りではありません。詳しくは、別に定める「日本エコレザー基準認定実施ガイドライン」に従います。

私は、上記の記載に相違ないことを誓います。

平成 年 月 日

革製造会社名 : _____

会社住所 : 〒 _____

代表者名 : _____ 印

電 話 : _____

F A X : _____

E-mail : _____